

集団規定	法第 56 条の 2	作成（改訂）日
	日影による中高層の建築物の高さの制限	令和 4 年 3 月 1 日

日影規制の取扱い

○検討の範囲について

建築物が規制対象となるか否かの判断基準である高さの算定においては、令第 2 条第 1 項第 6 号ロおよびハで規定される屋上部分の一定規模以下の塔屋あるいは建築設備、手摺等の軽微な屋上突出物は除外できるが、規制対象となった場合には令第 2 条第 1 項第 6 号ロおよびハで規定される部分を含めた建築物のすべての部分で日影図を作成しなければならない。なお、看板等の建築物に該当しない工作物については、日影規制は適用されない。

○敷地が道路等に接する場合の緩和について

みなし敷地境界線は閉鎖方式により設定する。

○方位の設定について

実測による。
磁石および住宅地図による設定は認めない。

○基準緯度・経度について

緯度は 36°00′ または実測値、経度は実測値を基本とする。
日影の検討にあたっては 5 分以上のクリアランスを設けること。

技術的助言など	
参考文献など	東京都安全条例とその解説 第 36 版 P306 ~ 建築基準法質疑応答集 ④ P5184